

2018・1・20 JDF全国フォーラム パネルディスカッション

条約批准から4年 私たちはこう取り組む
障害者権利条約の生かし方

増田一世

(日本障害者協議会・やどかりの里)

はじめに(自己紹介を兼ねて)

- さいたま市で精神障害のある人の地域支援を行う
やどかりの里(1970年～)
 - **ごく当たり前の生活を求めて**(他の者との平等)
精神病院から地域へ—患者から生活者へ
 - 記録すること 声を伝えること(出版・印刷)
- 障害者自立支援法が接着剤? JDへ
- 政策決定への参画
 - 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会—
骨格提言
 - こころの健康政策構想会議—提言の起草

障害者権利条約の生かし方

国連の障害者権利委員会の傍聴 2014年9月 JDFとして参加

- * 韓国とニュージーランドの審査の傍聴とサイドイベントに参加
- * 韓国のNGOの人たちとの交流
- * 国際障害同盟(IDA)の役割を知る

- 障害者権利条約は世界の共通言語・物差しだと実感
- 事前質問事項や審査・総括所見—その国の障害者施策の水準をあぶりだす
- 障害者権利条約を生かすのは私たちと実感

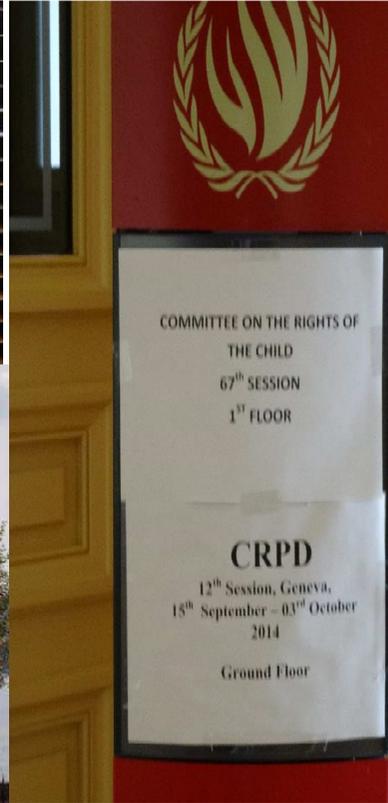
障害者権利委員会 審議風景



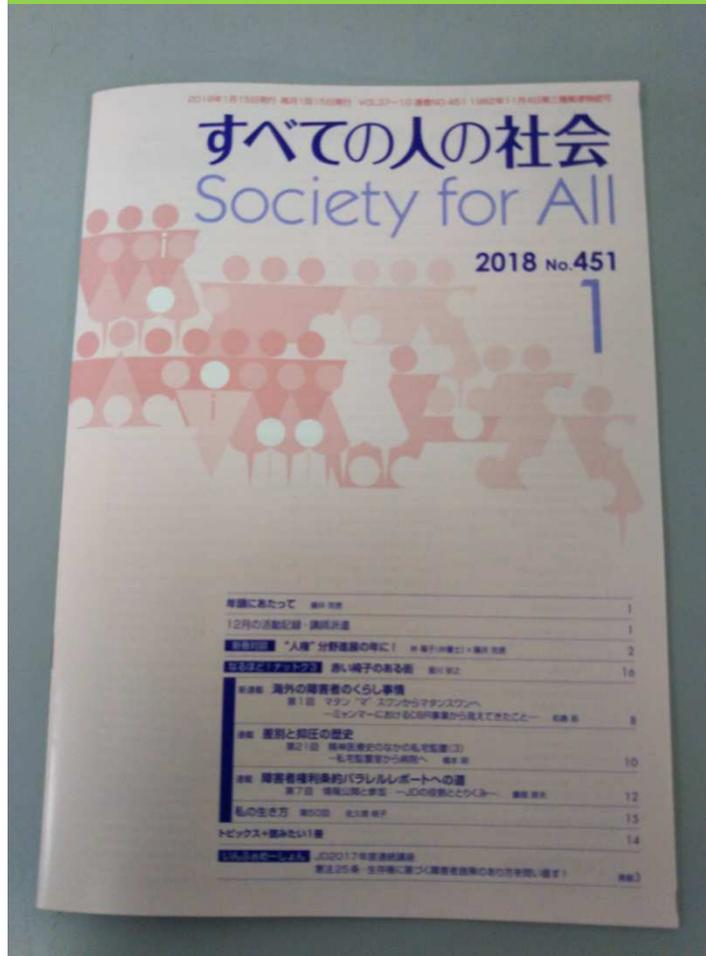
正面が議長席 右側が報告者 必ず
スクリーンに発言が記されていく



傍聴席



障害者権利条約を身近な存在に JDの取り組み



連載 世界の当たり前を知る

ベルギーの精神医療改革, スウェーデンの住宅事情「住み続けられる家」・障害インクルーシブビジネス(タイ), 余暇は人権(北欧), 障害者雇用の支援制度(ドイツ).....

連載 私の考える「他の者との平等」

障害年金における様々な格差, 障害のある子どもの子育てや療育, 「制度の谷間」に置かれた難病患者, 参政権保障, 誰もが使える交通機関.....

紙上講座 政策改善の絶好のチャンス パラレポを活用しよう

連載 障害者権利条約実現への道

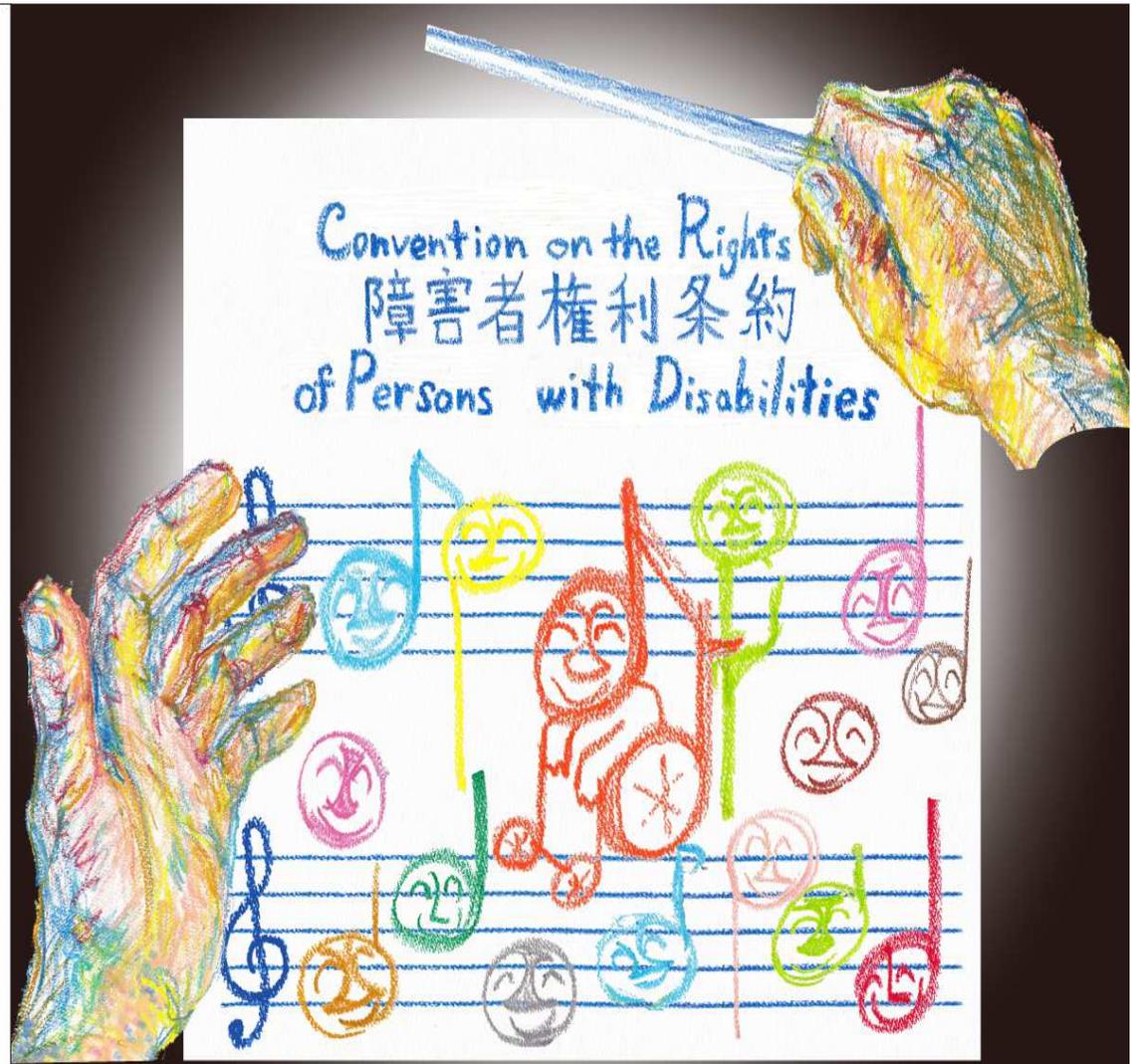
JD ブックレット 1
日本障害者協議会 編

私たち抜きに 私たちのことを 決めないで

Nothing About Us Without Us
障害者権利条約の軌跡と本質

藤井 克徳 著

やどかり出版



障害者権利条約を羅針盤に 地域生活を考えよう

障害者権利条約報告書検討会

2015年—JD内部に「障害者権利条約の報告書に関する検討会」を発足

加盟団体へのアンケート調査(①権利条約に関連して障害当事者や家族の困りごと, ②各団体が行った調査研究活動, ③政府や自治体などへの政策提言, ④政府や関係省庁に実施を希望する調査

3月 パラレポについての説明懇談会

5月 JD政策会議2015

「国連へ パラレポを！ 権利条約下の私たちの実態を！」

11月 障害者権利条約の政府報告に関する学習会

アンケート結果の中間整理をWEBで公表

障害者権利条約報告書検討会

2016年1月～3月 連続講座 国連・障害者権利条約にふさわしい施策実現を求めて

5月 政策会議2016 障害者権利条約を学び、活動発信の機会に 権利条約の条文ごとの分散会

2017年1月～3月 連続講座 国連・障害者権利条約にふさわしい施策実現を求めて

1月 パラレポ草案意見交換&学習会スタート

4月 国連・障害者権利委員会傍聴に佐藤久夫先生と赤松さん参加

5月 政策会議2017 障害者権利条約草案&学習会 JD版パラレポ草案(第一次案)

9月 JD仮訳チーム始動(各国のパラレポ・事前質問事項・総括所見の翻訳)

障害者権利条約 パラレルレポートJD草案(作業中) / 日本 障害者協議会(JD) 2017年9月12日 現在

第35条 締約国による報告(Reports by States Parties)には、「各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告(a comprehensive report)を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する」とあります。これにより日本は、2016年6月末日に国連へ報告(Initial reports)を提出しました。

外務省(国連の該当ページ)

http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fJPN%2f1&Lang=en

この報告は政府のみならず立法、司法含めた締約国としての報告であることから私たちは「締約国報告」と表記したいとおもいます。このパラレポJD草案は、JDF(日本障害フォーラム)のもとにとりくまれるパラレルレポート作成にむけてJDとしての意見をまとめるものです。完全なものではなく、加盟団体内での意見交換の資料としても活用いただければと考えています。 JDパラレポ検討会

JD仮訳チーム始動(協力者募集中)

★障害者権利条約と世界の国々...《JD仮訳》

翻訳にあたっては障害者権利条約の公定訳を参照しましたが、同時に「アクセス」、「インクルージョン」、「障害のある人」などよりわかりやすい表現も取り入れました。したがって厳密な訳語の統一はしておらず、各訳者の判断による翻訳となっています。

これは日本のパラレルレポートづくりの参考になるだけでなく、世界の障害者にかかわる政策、実態、運動の最新データとしていろいろな活動や研究に役立つと考えられます。

訳の誤りなどご指摘いただければ幸いです。見直し、更新していきたいと思います。引用する場合には、「JD仮訳による」との注記をお願い致します。

* 仮訳ができ次第、順次補充していきます。(2017年11月10日現在)

○ニュージーランド

- ・[事前質問事項後のパラレルレポート\(wordファイル\)](#) 2014年7月31日
- ・[初回報告に関する総括所見\(wordファイル\)](#) 2014年10月31日

○イタリア

- ・[初回報告に関する総括所見\(wordファイル\)](#) 2016年8月31日

障害者権利条約とやどかりの里



障害者権利条約とやどかりの里

2014年

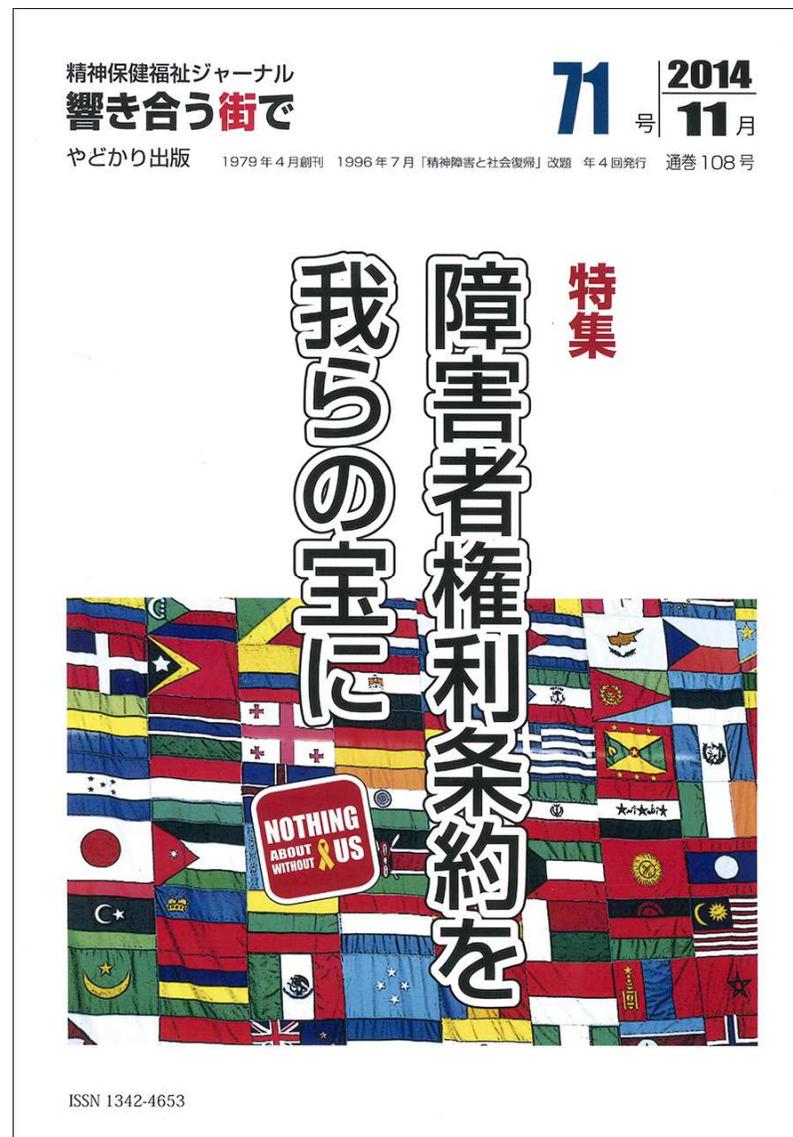
○鴻沼福祉社会とやどかりの里職員
へのアンケート調査

—障害者権利条約を実践の中で意
識すること

○研修会の開催

障害者権利条約元年 未来を拓く
ために 学ぼう！ 考えよう！

話し合ってみよう！



障害者権利条約とやどかりの里

- 障害者権利条約を物差しにしてやどかりの里の実践を点検しよう(やどかりの里45周年の節目に)

→ 見えてきた課題

- 所得保障
- 家族依存からの脱却
- どこで誰と暮らすかの権利の行使



障害者権利条約と やどかりの里

やどかりの里 45 周年記念出版編集委員会 編

やどかり出版

障害者権利条約とやどかりの里

- 2つの調査の実施

- 40代で家族と同居している人たちへの状態調査

- 単身生活者への訪問調査

ビジョン検討会— 当事者・家族とともに



- 変化するニーズに対応する（専門的支援の多様性）

- 住み慣れた家で暮らすための地域づくり

- （生活当事者として暮らす）

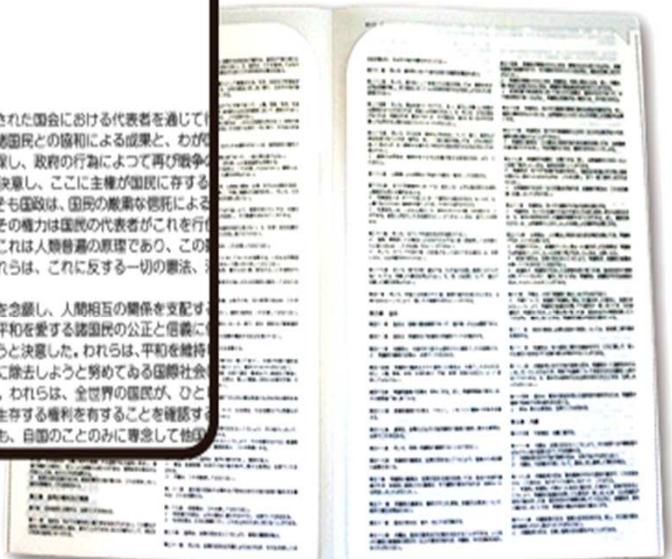
いつも日本国憲法と 障害者権利条約を身近に



日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて、われらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国に自由の持ちこたす憲法を確保し、政府の行為によつて再び戦争の恐ろしいやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるもので、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令を排除する。

日本国は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に頼り、我が国の安全と生存を保持しようとして決意した。われらは、平和を維持し、専横と脅威を絶つて永遠に除去しようとして努めてゐる国際社会の一員としての地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとから免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を



障害者の権利に関する条約

第一条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳を尊重することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害が、他の人との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全に参加することを妨げ得るものを持つる者を含む。

第二条 定義

この条約の適用上、「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、象形言語、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、盲点字、その他の補助的及び代数的な意思疎通の形態、手段及び様式、補助的機能を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の音声言語を含む。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる差別、排他、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野にわたる平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、及び行使することを妨げ得る目的又は効果を生ずるものを含む。障害に基づくあらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。



特集 障害者の労働の権利 を守る A型事業所問題の本質

—ディーセントワークについて考えよう
—今こそ、障害のある人の働く権利を！

特集

A

型事業所問題の本質
障害者の労働の権利を守る



おわりに

- 障害者権利条約—あきらめや我慢から脱却
- 日々の暮らしや実践を国際水準で点検すること
—ビジョンを描くこと
- パラレポづくりを目的にしない—実現すべき制度
や法律を明確にすること
- もっとも困難な状況にある人を真ん中にまとめる
こと